

# ガソリン単価契約仕様書

長野県地方税滞納整理機構

## 1 調達物品及び年間予定数量

レギュラーガソリン5,000ℓ

## 2 給油の条件

- (1) 長野県地方税滞納整理機構から給油所までの距離が、概ね2Km以内の給油所であり、かつ国道18号又は国道403号沿いに給油所があること。
- (2) 給油した自動車ごとに給油日、給油量が明らかにできること。

## 3 契約の条件

- (1) 代金は、燃料に係る物品調達標準契約書第4条第1項に規定するとおり請求を行うこと。

請求は、月毎に行うこととし、給油した月の翌月15日までに請求書を提出すること。

請求書には、車両ごとに給油日及び給油量がわかる内訳書（納品書）を添付すること。（1円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）

- (2) 燃料に係る物品調達標準契約書第8条第1項に規定する「経済状況の激変により契約内容が著しく不相当となったときの契約内容の変更」については、別紙「ガソリン単価の変更契約協議方法」に基づき、契約単価の見直し協議を行い、変更契約を締結することとする。

## 4 その他

- (1) 採用決定者は給油用の給油カード（給油伝票）を5枚（冊）、別途指定する日までに用意すること。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとします。